

捨印

2016年〇月〇〇日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿(※国土交通大臣名は、登録申請時の大臣名をご記入ください。)

住 所 東京都 [redacted]
氏名又は名称 株式会社 [redacted]
代表者氏名 (役職) 代表取締役 [redacted]
(担当者氏名: TEL: [redacted] : [redacted]
(email:) [redacted]

代表者
印

袋綴じ1ページ目

運賃料金設定 (変更) 届出書

今般、運賃及び料金の設定 (変更) を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 株式会社 [redacted]

住 所 東京都 [redacted]

代表者氏名 (役職) 代表取締役 [redacted]

2. 設定 (変更) しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類

種 別 第一種貨物利用運送事業

種 類 外航海運

3. 設定 (変更) する運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別 紙

4. 運賃及び料金を設定 (変更) した日

平成28年〇月〇〇日

I 基本運賃率表

航路 アジア航路

積出港 _____ 日本主要港

陸揚港 ① _____

陸揚港 ② _____

品目	LCL	FCL (20 フィート)	FCL (40 フィート)
①全商品 (危険品を除く)	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____
②全商品 (危険品を除く)	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____

※BAF、CAF等サーチャージは別途徴収いたします。

航路 米国航路

積出港 _____ 日本主要港

陸揚港 ① _____

陸揚港 ② _____

袋綴じ 2 ページ目

品目	LCL	FCL (20 フィート)	FCL (40 フィート)
①全商品 (危険品を除く)	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____
②全商品 (危険品を除く)	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____

※BAF、CAF等サーチャージは別途徴収いたします。

航路 欧州航路

積出港 _____ 日本主要港

陸揚港 _____

品目	LCL	FCL (20 フィート)	FCL (40 フィート)
全商品 (危険品を除く)	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____
	US \$ _____	US \$ _____	US \$ _____

※BAF、CAF等サーチャージは別途徴収いたします。

割印

→ 2枚目の裏面を折って割印

捨印

〈運賃の適用方法〉

II 運賃の適用方法

1. この運賃は、外航運送に係る第一種貨物利用運送事業として運送契約を結んだ貨物の運送に適用する。
2. 基本運賃率表に掲げる金額を基本運賃とする。
3. ①基本運賃は、航路別、積出港別、積揚港別、品目別、LCL、FCL(20 フィート)、FCL(40 フィート)別に計算する。
② 基本運賃にCAF、BAF、CFSチャージ等サーチャージが含まれているか否かの区別は、基本運賃料率表の注記によるものとし、サーチャージを含まない場合は、別途実費徴収する。
4. LCLの基本運賃は、原則として容積トン(M3)と重量トン(kt)のいずれか大きい方を基準単位として適用する。ただし、基本運賃に容積トン又は重量トンによると明示した場合は、これによる。

袋綴じ3ページ目

5. 1トン未満の貨物については、1トンとして計算する。
6. FCLの基本運賃は、コンテナ1個を基準単位として適用する。
7. 危険品、高価品、冷凍品、その他通常のドライコンテナに収容しきれない大品等特殊貨物については、基本運賃に、特約により割増運賃を適用する。
8. 基本運賃率表に記載のない積揚港の貨物については、基本運賃率表に記載する近隣積揚港の貨物基本運賃を基礎に、輸送距離等を勘案し、特約により設定する。
9. 運賃の計算は以下により行う。
①基本運賃（上記4の運賃を含む）の上下■%の範囲内で運賃を計算する。
②長期契約、大量貨物等については、基本運賃の■%を限度に特約により割引運賃を適用して運賃を計算する。